

許せない 反問権濫用!!

9月議会、議長は土屋とものり議員が行った、市内中学校で行われている「別室指導」問題についての一般質問で、市教育委員会教育次長の「反問権を行使したい」との要求を認めました。

日本共産党市議団は、議長に申し入れを行いました。

9月12日本会議の「反問権」行使に関する申し入れ
小林茂裕福山市議会議員様

2013年9月20日
日本共産党福山市議会議員団

村井 明美
高木 武志
土屋 知紀
河村 晃子

議長は、9月12日に行われた本会議一般質問の、日本共産党土屋知紀市議の質問中に、教育委員会の石井教育次長の、反問権を許可しました。

反問権については、福山市議会基本条例「第6章 市長との関係」の第3項に「市長等及び、その補助機関である職員は、議長または委員長長の許可を得て、議員の質疑または質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる」としています。

そして、この条文の解説には「質問等の趣旨を確認するために質問できる」と、明記しています。このことは、2010年11月22日に開かれた、議会基本条例等検討特別委員会で、確認されています。

ところが、9月12日の本会議での、石井次長の発言は、「発言の根拠を示してください」と、「根拠」について質問しました。

これは、議会基本条例16条の3項を著しく逸脱した行為です。そもそも、議員の議会での発言は、様々な角度からの調査や研究、各議員それぞれの政治的立場や市民からの要望、思想・信条により成り立っています。

そのため、その発言の根拠は千差万別であり、それらの「根拠」を理事者が反問すると、「言論の府」である議会制民主主義が成立しなくなるばかりでなく、議会運営にも支障が出ます。これは、議会の自殺行為であります。

そのために、議会基本条例等検討特別委員会の議論の中でも、「質問の趣旨の確認にとどめるべき」「反問権の濫用は認めない」との、意見が出され、解説に記述されたものです。

さらに、小林議長自身も、「制約を設ける」旨の発言をしています。しかし、この度の小林議長が、根拠を問うということ、認めたことは、趣旨の確認の範囲を大きく逸脱した、反問権の濫用そのものであります。

今後、二度とこのようなことがないよう、強く申し入れます。

別室指導とは

各学校で定めている「生徒指導規定」に違反した生徒が、教室とは別の部屋で、教師が注意し反省を求め、漢字プリントを書かせたりします。注意を聞かない生徒は、漢字プリントが増え、別室指導の時間が増えます。2日～5日間別室指導となることもあります。

地方自治法では、行政職員は議員の質問に対し、説明できるとしており、逆質問は許されないものと解釈されています。

9月12日土屋知紀議員は、一般質問の第1質問で、生徒指導の在り方で、「ある中学校では、ちょっとした悪ふざけが、生徒指導規定に基づく『別室指導』扱いになるとの事です。この学校では、生徒が飴やガムを食べただけで、別室指導にするとの事です。」と取り上げました。

令に違反する行為などの場合に行っている。このような指導を行う時には、保護者、生徒に指導内容、方法等を説明し、保護者の協力を得ながら教師がついて漢字ドリルや数学の問題集を使い、指導を行っている。ちょっとした悪ふざけや単に飴やガムを食べただけで別室指導を行う事は絶対にありません」と答弁しています。重ねて質問を行った土屋議員に教育次長は、「その根拠について確認をしたいので反問の許可を」と議長に求めました。

福山市議会基本条例第16条第3項で、「市長及びその執行機関である職員は、議長または委員長長の許可を得て、議員の質疑または質問に対して、その発言の趣旨等のため質問することができる。」と定め、【解説】の第3項で、「市長等が、議長や委員長長の許可を得て、質問等の趣旨を確認するために質問できる反問権について、定めています。」と述べています。

言おうとする事」「…特定の話しなどにおける要点」と訳されています。議会基本条例の策定を進める特別委員会の議論の中でも、【解説】まで付けて、明確にしたのは、「反問権」の濫用を防止する必要があるからでした。

教育次長の反問権の行使に対し、村井あけみ市議は、議会基本条例の中で認めている反問権については、質問の趣旨に関して問う事ができるとしているものであり、根拠を問う事は、反問の範囲を超えており、濫用だと抗議しました。

また、根拠を問う反問権を、議長が認めることは、議長の横暴であり、整理する必要がありますと指摘しました。

議会基本条例で定めた、反問権とは、何か

反問権の濫用は議会の自殺行為